

独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）の中期目標の変更について

1．位置付け

独立行政法人日本原子力研究開発機構法第25条において、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見を聴くもの。

2．変更の内容・理由

（1）変更の内容

東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発（除染、廃炉）の追記

今後とりまとめられる原子力及びエネルギー政策の見直しの議論の結果を踏まえ、中期目標を見直すことを注記

（2）変更の理由

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）」及び「東京電力（株）福島第一原子力発電所における中長期措置に関する検討結果（平成23年12月13日原子力委員会決定）」において、原子力機構による研究開発の取組が明記され、効率的・効果的かつ着実な取組の実施が求められているため

現在、原子力委員会やエネルギー・環境会議等において、原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論が行われており、今後とりまとめられる原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論の結果を踏まえ、中期目標を見直す必要があるため

独立行政法人日本原子力研究開発機構法

第二十五条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。